



# SMTB年金ニュース

(平成25年7月11日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【確定給付企業年金】

### 年金確保支援法の施行（企業年金連合会への業務委託）に伴う規約変更手続き等について（追加連絡）

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号）の施行に伴い、企業年金連合会へ業務委託を行うことにより、住民基本台帳ネットワークの情報を取得することが可能となっておりますが、この場合の規約変更手続きについて、[平成25年1月9日付SMTB年金ニュース](#)でご案内した内容から、一部手続きが変更になる旨、厚生労働省より連絡があったため、下記のとおりご案内いたします。

#### 【変更内容】

- 規約変更に係る基金内・社内手続\*  
基金型DB：代議員会の議決（急施を要する場合は理事長専決も可）。  
規約型DB：労働組合・被保険者等の同意は不要（**法改正に伴うもの業務の委託に関するもの**）。**ただし、現況届に関する規定の変更は、労働組合・被保険者等の同意が必要。**
- ※. あわせて、企業年金連合会との契約締結に関する手続きが必要となります。
- 規約変更に係る行政手続  
DB：届出不要（**法改正に伴うもの業務の委託に関するもの**）。**ただし、現況届に関する規定の変更は、認可申請・承認申請。（規約型DB：労使合意に至るまでの経緯の添付は不要。）**

#### 【申請書式雛型】

<基金型DB>

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews\\_20130711kikin.doc](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20130711kikin.doc)

<規約型DB>

[http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews\\_20130711kiyaku.doc](http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20130711kiyaku.doc)

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。

担当部署：三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号：03-6256-3825

※既に届出不要又は届出で規約変更を行っている場合においても、改めて認可申請・承認申請を行う必要があることを確認しております。この場合の手続きは下記の通りとなります。

<基金型DB・規約型DB共通>

- 業務委託の条文と現況届に係る条文の両方について認可申請・承認申請すること、現況届に係る条文のみについて認可申請・承認申請することのどちらでも可能
- 既に規約変更を実施している日まで遡及して認可申請・承認申請可能
- 既に届出で規約変更を実施している場合、当該届出している書類の修正は不要

<基金型DB>

- 改めて、代議員会議決を行うことが必要（急施を要する場合は理事長専決も可）

以 上